

FOR TOMORROW

しぶや
法人



〈平成30年度税制改正に関する提言を報告 柳田全法連税制税務委員長(渋谷法人会会長)〉

—平成30年度 税制改正に関する提言まとまる— —平成29年度 納税表彰式—

2017.12
No. **550**
平成29年

平成29年度納税表彰式	3
平成30年度税制改正に関する提言	4
確定申告のお知らせ	6
税務コーナー	8
都税コーナー	14

法人会掲示板 12・1月

12月・1月・(2月)実施する主な事業

- 12月2日 フェスタ原宿 (第11ブロック)
- 12月5日 渋谷駅前清掃 (青年部会)
- 12月6日 税に関する書写、作文、絵はがき
合同表彰式 (税務関係団体)
- 12月6日 広報委員会
- 12月13日 救急救命講習会 (青年部会)
- 12月19日 理事会
- 1月12日 新年賀詞交歓会
- 1月16日 租税教室：上原小学校 (青年部会)
- 1月25日 新春講演会、新年会 (女性部会・青年部会)
- 2月5日 第10・11ブロック合同研修会
- 2月7日 源泉所得税セミナー
- 2月8日 総務委員会
- 2月10日 新春観劇会 (明治座：第1日)
- 2月11日 新春観劇会 (明治座：第2日)
- 2月13日 源泉研究部会役員世話人会
- 2月16日 国税局所管法人セミナー
- 2月19日 印紙税セミナー
- 2月23日 消費税セミナー

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

新年賀詞交歓会のお知らせ

- ◆日 時 平成30年1月12日(金)午後5時30分～
 - ◆場 所 セルリアンタワー東急ホテル
B2F ボールルーム
渋谷区桜丘町26-1 TEL 3476-3000
 - ◆会 費 10,000円／1名
10月号 (No.549) と今号 (12月号 No.550) にご案内チラシを封入済みです。
- ※既にお申込みの方は、重複申込みにご注意下さい。

決算法人説明会のお知らせ

《決算法人説明会》

- 日時 平成30年1月26日(金)
午後1時30分～4時
- 場所 渋谷税務署 7F 大会議室
- 日時 平成30年3月26日(月)
平成30年3月27日(火)
平成30年3月28日(水)
各午後1時30分～4時
- 場所 渋谷区立商工会館 2F 大研修室

該当の会社は是非ご出席下さい。

秋の叙勲 旭日小綬章

秋の叙勲で、当会会長 柳田 道康氏が
納税功勞により『旭日小綬章』を受彰！



柳田 道康氏

スターヒューズ(株) 代表取締役

公益財団法人 全国法人会総連合 副会長 税制税務委員長
一般社団法人 東京法人会連合会 副会長
公益社団法人 渋谷法人会 会長

等価交換マンションをお考えの方！！

お気軽に、ご相談下さい！ 専門家にご相談にお答えします！！

ご相談は、

もちろん無料です。(株)プラネック都市建築コンサルタント
TEL3402-5171 FAX5770-5525



平成29年度 納税表彰式



当会副会長 新居 常男氏が東京国税局長納税表彰状を受彰されました。

東京国税局長納税表彰



新居 常男氏
(副会長)
(株)メッセンジャー



表彰状受彰 木下 和子氏



式辞 渋谷税務署長 笠原 瑞弘氏

平成29年度渋谷税務署長納税表彰式が11月15日(水)、午後3時30分より原宿東郷記念館で開かれ、約200名の参加者を前に税務行政運営に功労のあった方々が、受彰の栄に浴されました。

表彰状受彰：遠藤久介氏、朝倉健吾氏、木下和子氏、松下義男氏、早川千秋氏

感謝状受彰：並木宏道氏、水野 清氏、藤野宏忠氏、有明利昭氏、村田 茂氏

渋谷税務署長表彰状



遠藤 久介氏
(理 事)
遠藤電機(株)



朝倉 健吾氏
(理 事)
朝倉不動産(株)



木下 和子氏
(女性部会幹事)
(株)青 田



松下 義男氏
(地区長)
(株)ピューターズ



早川 千秋氏
(理 事)
(株)ハイパーハイパー

渋谷税務署長感謝状



並木 宏道氏
(常任理事)
(株)アストゥル



水野 清氏
(地区長)
水 野 (株)



藤野 宏忠氏
(理事・青年部会長)
(株)蓬菜屋酒店



有明 利昭氏
(理 事)
(株)横森製作所



村田 茂氏
(理 事)
(株)村田商店

10月2日(月)に副会長 八木原 保氏が東京都知事賞、
11月22日(水)に副会長 渡辺 博氏が東京都渋谷都税事務所長感謝状を受彰されました。

東京都知事税務功労者表彰



八木原 保氏
(副会長)
(株)ジ ム

東京都渋谷都税事務所長感謝状



渡辺 博氏
(副会長)
(株)オックスランド



笠原署長と受彰者の方々

e-Taxを利用しよう

法人会の「平成30年度税制改正に関する提言」まとまる

超高齢化社会に対応した社会保障制度の構築と 中小企業に税制措置でさらなる活力を!

法人会の「平成30年度税制改正に関する提言」が、9月21日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

○「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。この2年間ににおいては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では団塊の世代すべてが後期高齢者となる「2025年問題」がクローズアップされてきた。医療と介護の給付急増が見込まれるた

めで、これを「重点化・効率化」によって可能な限り抑制し、かつ適正な「負担」を確保していかなければ、社会保障制度が立ち行かなくなる。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

○国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入されることになっているが、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたい。これまでも指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から極めて問題が多いからである。

○現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、我が国の税率水準は依然として高い。今般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

○事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

○相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

①株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。

②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

③対象会社規模を拡大する。

Ⅲ 地方のあり方

○地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

○ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。

○異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

Ⅳ 震災復興

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」も2年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

Ⅴ その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

—— 東京法人会連合会 ——

渋谷、世田谷、北沢、玉川、目黒税務署から 申告書作成会場開設のお知らせ

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の
申告書作成会場を

ベルサール渋谷ファーストに開設します。

期 間：平成30年2月14日(水) から3月15日(木)まで

※ 土、日を除きます。

ただし、2月18日(日)及び2月25日(日)は開場します。

時 間：受付午前8時30分から午後4時まで(相談開始は午前9時15分)

所在地：渋谷区東1-2-20(住友不動産渋谷ファーストタワー 2階)

※ 会場には駐車場及び駐輪場はありません。

※ 1月4日(木)から3月15日(木)の期間は、税務署内に申告書作成会場はありません。

※ 申告書作成会場は、3月に入りますと、大変な混雑が予想されます。



渋谷税務署 TEL 03-3463-9181(代表)

世田谷税務署 TEL 03-6758-6900(代表)

北沢税務署 TEL 03-3322-3271(代表)

玉川税務署 TEL 03-3700-4131(代表)

目黒税務署 TEL 03-3711-6251(代表)



医療費控除を受けるための手続きが変わりました！裏面をご参照ください。

この社会あなたの税がいきている

税理士による 無料申告相談

～ 申告書を作成して提出できます～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

場 所	実施日	受 付 時 間
恵比寿社会教育館 1階 展示室 渋谷区恵比寿2-27-18	2月1日(木)・2月2日(金)	9:30～11:30
幡ヶ谷区民会館 1階 集会場 渋谷区幡ヶ谷3-4-1	2月6日(火)～2月9日(金)	13:00～15:30
上原社会教育館 2階 大・中学習室 渋谷区上原3-13-8	2月13日(火)	※ 混雑する場合は受付を早めに 締め切る場合があります。 早めのご来場をお願いします。

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます（土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。）。
申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出（郵送可）してください。
- 確定申告に必要な書類、計算器具、筆記具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類（①マイナンバーカードまたは②番号確認書類及び身元確認書類（下部2を参照））の写し等をご持参ください。
- 医療費控除を受ける場合は、手続きが変わりましたので、ご注意ください。（下部1を参照）
事前にご自宅で明細を作成してきてください。
- 申告書用紙の発送時期の関係で、相談日が過ぎていますがございますがご了承ください。

1



医療費控除を受けるための手続きが変わりました！

- ◎ 平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『**医療費控除の明細書**』の添付が必要となりました。
（領収書の提出は不要となりました。）

- ※1 医療費の領収書は自宅でも5年間保存する必要があります。
（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）
- ※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）

（注）平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

2



申告書にはマイナンバーの記載が必要です！



- ◎ 平成28年分以降、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は**税務署へ提出する都度、マイナンバー（個人番号）の記載と、本人確認書類の提示又は写しの添付**が必要です。

【本人確認書類の例】

- ① マイナンバーカード（個人番号カード）のみ（【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。）
- ② 通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

- ※1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し（表裏両面）または②の写しを添付してください。
- ※2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

渋谷税務署 〒150-8333 渋谷区宇田川町1-10 渋谷地方合同庁舎

Tel. 03-3463-9181 ※お電話は、自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

みんなの力で法人会を大きく育てよう

給与所得者の方へ

○ 平成 30 年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて

毎月(日)給与等の支払を受ける際に源泉徴収される税額は、扶養親族等の数(配偶者及び扶養親族の合計数等)に応じて計算しますが、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法が変更されました。

このため、平成 30 年 1 月 1 日以後、最初の給与等の支払を受ける日の前日までに給与等の支払者に提出する「平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等申告書」の記載内容が変更されます。

また、平成 30 年分の年末調整又は確定申告において適用を受ける配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額についても見直しが行われました。

《「平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等申告書」(「源泉控除対象配偶者」欄)への記載要否》

			給与所得者本人の合計所得金額（見積額） （給与所得だけの場合の給与所得者本人の給与等の収入金額）			
			900万円以下 （1,120万円以下）	900万円超 950万円以下 〔1,120万円超 1,170万円以下〕	950万円超 1,000万円以下 〔1,170万円超 1,220万円以下〕	1,000万円超 （1,220万円超）
配属者の合計所得金額（見積額） （給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額）	38万円以下 （103万円以下）	記載要否	○	×	×	×
		④25年課税	（○）	（○）	（○）	（○）
		控除額 （老人控除）	38万円 （48万円）	26万円 （32万円）	13万円 （16万円）	0円 （0円）
	38万円超 85万円以下 〔103万円超 150万円以下〕	記載要否	○	×	×	×
		④25年課税	（×）	（×）	（×）	（×）
		控除額	38万円	26万円	13万円	0円
	85万円超 123万円以下 〔150万円超 201万6千円未満〕	記載要否	×	×	×	×
		④25年課税	（×）	（×）	（×）	（×）
		控除額	36万円～ 3万円	24万円～ 2万円	12万円～ 1万円	0円

※1 上記の記載要否欄が「○」とされている箇所（源泉控除対象配偶者）に該当する場合には、配偶者を扶養親族等の数に含めて毎月（日）の源泉徴収税額を計算します。

- 2 同一生計配偶者（合計所得金額（見積額）が38万円以下である配偶者）が障害者に該当する場合は、扶養親族等の数に1人を加算して毎月（日）の源泉徴収税額を計算します（改正前も同じ）。
- 3 控除額等の金額は、平成30年分の年末調整又は確定申告の際に控除される金額となります。
- 4 扶養控除等申告書に記載した源泉控除対象配偶者又は障害者に該当する同一生計配偶者が非居住者に該当する場合には、当該申告書を提出する際にその配偶者に係る「親族関係書類」を添付する必要があります。
- 5 年の中途で給与所得者又は配偶者の合計所得金額（見積額）に異動があり、源泉控除対象配偶者に該当する（しない）こととなった場合には、その異動があった日後最初に給与等の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を給付等の支払者に提出することとされています。

平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

上記の記載要否欄が「○」とされている箇所に該当する場合には、「平成30年分 給与所得者の扶養控除等申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載が必要となります。

電子納税、電子申告を活用しよう

都税事務所だより

12月は固定資産税・都市計画税第3期分の納期です(23区内)

お手元の納付書により、12月27日(水)までにお納めください。



<ご利用になれる納付方法>

①金融機関^{※1}・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口 ②口座振替^{※2}

③コンビニエンスストア^{※3} <利用可能なコンビニエンスストア>

くらしハウス コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ 生活彩家
セブン-イレブン デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ファミリーマート ポプラ ミニストップ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストアー ローソン MMK設置店(コンビニ以外の店舗
を含む。ただし、無人端末及び金融機関内端末は除く。)

④金融機関^{※1}・郵便局の  (ペイジー) 対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング^{※4}

⑤パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付

平成27年度より、クレジットカードでも納付ができるようになりました。

パソコンやスマートフォン等から都税クレジットカードお支払サイトへアクセスし、お手続きください。

ご注意 ・税額に応じた決済手数料がかかります。 ・都税事務所や金融機関等の窓口では利用できません。

・支払手続完了後の取消はできません。 ・税額100万円未満の納付書に限り納付できます。

・口座振替をご利用中の方は、クレジットカードでの納付はできません。

その他、都税クレジットカードお支払サイトの注意事項をご確認の上、ご利用ください。

詳細は、都税クレジットカード納付サポートセンター(03-6416-1325)へお問い合わせください。

※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※2 口座振替の申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)へお問い合わせください。

※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。

※4 ○  (ペイジーマーク) の入っている都税の納付書に限ります。

○領収証書は発行されません。(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)

○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

○システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。

固定資産税・都市計画税の納付には、安心便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、口座振替依頼書(ハガキ式又はダウンロード様式)に必要事項を記入の上、郵送していただくか、預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参のうえ、金融機関または郵便局の窓口でお手続きください(1月10日(水)までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第4期分から口座振替をご利用いただけます。)

<口座振替のお問い合わせ先> 主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)

年末年始における窓口業務のご案内

年末年始における、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での事務の取扱いは次のとおりです。

	12月28日(木)	12月29日(金)～1月3日(水)	1月4日(木)
都 税 の 納 税	○	× [※]	○
都税の申告(申請)書の受付	○	「申告書等受箱」をご利用ください。	○
証 明 書 等 の 取 扱 い	○	×	○

○：ご利用できます ×：ご利用できません

※閉庁期間でも、金融機関等の窓口、金融機関のペイジー対応のATM、パソコン等からのクレジットカード納付、インターネットバンキング、モバイルバンキング、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】渋谷都税事務所 03-5420-1621(代表)

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

法人会 事業 アラカルト

各委員会を開催

第5回通常総会終了後初の各委員会を開催し、今後の事業について検討した。

組織委員会は、前号で既報の通り、8月28日に会員増強合同会議として、正副会長、ブロック長、監事そして組織委員会との会議を東郷記念館で開催した。

9月5日に広報委員会、9月6日厚生委員会、9月8日税制委員会、9月19日社会貢献委員会、9月27日総務委員会、9月29日情研修委員会をそれぞれ開催した。(写真は、総務委員会)



花田第一統括官



大西審理担当上席



総務委員会

今年度第3回理事会を開催

去る9月15日(金)午後4時から原宿東郷記念館において、今年度第3回理事会を開催した。

最初に柳田会長の挨拶に続き、7月に赴任された渋谷税務署 笠原署長にまずご挨拶をいただき、続いて宮部副署長、堀副署長、花田第一統括官、大西審理担当上席に自己紹介とご挨拶をいただき、議案審議に入った。



笠原署長ご挨拶

審議は新会員の承認、講師料の検討、会員増強合同会議や社会貢献事業、税を考える週間行事を始め、今後の事業計画の承認を得た。

その後渋谷税務署新幹部との名刺交換をした。

出席者は、署から笠原署長、宮部



第3回理事会



柳田会長挨拶

副署長、堀副署長、花田第一統括官、大西審理担当上席調査官、法人会は、柳田会長他43名。

第12回チャリティゴルフコンペを開催

<厚生委員会> (新居委員長)

厚生委員会主催による第12回チャリティゴルフコンペを10月18日(水)、今年は埼玉県越生ゴルフ倶楽部で開催した。

当日は雨の中休みの晴天に恵まれ、滞りなく開催することが出来た。優勝は、AIU損害保険(株)の成木恒寿氏。参加者は53名。

参加者からのチャリティ募金53,000円を11月1日、新居厚生委員長から渋谷区社会福祉事業団に寄贈した。



優勝：成木氏(右)



社会福祉事業団に寄付

税を考える週間協賛事業

渋谷区くみの広場(しぶやフェスタ2017)に参加

「税を考える週間」(11/11~11/17)協賛行事の一環として、去る11月4日(土)、5日(日)の2日間、渋谷税務署管内税務関係団体の一員として、渋谷区くみの広場(しぶやフェスタ2017)に参加。今年は少々風が強かったが、2日間とも天気にも恵まれ、通路が人で埋まる位の来場者があり、3,000セット用意した税金クイズ、パンジーの鉢植えや子供たち向けに用意した風船、クリアファイル、税知識普及のための「まんが「クイズだゼイ！」」等も予定よりかなり早く捌けてしまった。



渋谷区くみの広場



税金クイズ

渋谷区内の3箇所の特養ホームを慰問

<社会貢献委員会> (松井委員長)

社会貢献委員会では、渋谷区内の3箇所の特養老人ホームを慰問した。10月10日(火)に「けやきの苑西原」、11月8日(水)「あやめの苑代々木」、11月9日(木)「美竹

メールアドレスを登録しよう

の丘渋谷”を慰問、けやきの苑は村松京極芸能技塾の民謡&歌謡ショーで楽しんでもいただき、あやめの苑と美竹の丘は、二期会21のオペラ歌手による童謡等のミニコンサートを催した。



けやきの苑西原



あやめの苑代々木



美竹の丘渋谷

「税を考える週間」協賛講演会を開催

ー第39回経営税務学校ー

国税庁は毎年11月11日～17日を、税の仕組みや目的を「知ってもらい」そして「考えてもらい」税に対する理解を深めてもらう為、「税を考える週間」を設けており、その協賛行事の一環として11月13日(月)渋谷エクセルホテル東急において協賛講演会を開催した。



当日は、まず柳田会長挨拶

田会長挨拶、次に渋谷税務署署長の笠原瑞弘氏にご挨拶いただき、そのまま『税務行政の現状等』と題してご講演いただいた。

続いて、リテールデザイン研究所長の片山裕介氏に『激変する時代の中小企業の安定経営』ーセブン&アイHLDの考え方ーと題して講演していただいた。

出席者 52名。



第1部講師
渋谷税務署長 笠原瑞弘氏



第2部講師：片山裕介氏



経営税務学校

ブロックだより

ブロック税務講習会を開催終了

法人会の各ブロックでは、平成29年度税法改正についての講習会を10月10日の第7ブロックを皮切りに10回にわたり開催し、11月7日の第4・5ブロック合同税務講習会により終了した。(写真は第4・5ブロック合同税務講習会)



花田第一統括官挨拶

各開催については下表の通りです。

ブロック税務講習会開催一覧

ブロック	開催日	開催時間	開催場所	出席
7	10月10日	10:30～12:00	八千代銀行幡ヶ谷支店	33名
11	10月12日	10:30～12:00	東郷神社和楽殿	57名
1	10月16日	10:30～12:00	リフレッシュ氷川	45名
8	10月18日	10:30～12:00	初台区民会館	25名
10	10月20日	10:30～12:00	千駄ヶ谷社会教育館	46名
2	10月25日	10:30～12:00	西武信用金庫恵比寿支店	33名
6	10月31日	10:30～12:00	初台区民会館	22名
3	11月1日	10:30～12:00	渋谷区立商工会館	53名
9	11月6日	10:00～11:30	全理連ビル会議室	42名
4・5	11月7日	10:30～12:00	渋谷法人会館	84名



講師：大西審理担当上席



第4・5ブロック税務講習会

金王八幡例大祭に参加

第3ブロック (小林ブロック長)

第4ブロック (伊藤ブロック長)

金王八幡例大祭とは毎年9月の中旬の土日に開催される渋谷区最大の祭りで、今年は16日と17日に開催された。日曜日には14基もの神輿が109前に繰り出し壮観なものとなるが、今年は生憎の大雨、各地域ごとに神輿を担ぐに止まった。

法人会では、16日の土曜日の部に参加。第4ブロックは例年通り京王井の頭線渋谷駅ガード下、また今年は第3ブロックも初めて参加し、金王八幡境内下の駐車場で渋谷税務署監修の“税金クイズ”に子供も大人も挑戦していただき、お菓子などの景品を提供し、法人会をアピールした。

会員の増加は、会員のメリットに通じる



第3ブロック金王八幡例大祭税金クイズ



第4ブロック金王八幡例大祭税金クイズ

千駄ヶ谷まつりに参加

第10ブロック（細川ブロック長）

去る10月1日(日)千駄ヶ谷小学校と鳩森小学校で輪番開催している千駄ヶ谷まつりが今年は鳩森小学校で開催され、昨年に引き続き参加した。

当日は天気には恵まれたが、他の近隣地区との行事も重なったため、例年に比べると人出が若干少なく感じられた。



千駄ヶ谷まつり

今回も就業体験のため、代々木の『さくら国際高等学校 東京校』の生徒と一緒に税金クイズを担当した。

恵比寿ビール坂祭りに参加

第1ブロック（大塚ブロック長）

10月8日(日)“恵比寿ビール坂祭り”が開催され、渋谷法人会第1ブロックが昨年に引き続き参加して、花小鉢、ポップコーン、税金クイズ等を提供し、法人会をアピールした。



ビール坂祭り

“第9回はあとぴあ祭”に参加

第11ブロック（丸山ブロック長）

渋谷区障害者福祉センター「はあとぴあ原宿」で開催された10月21日(土)開催の“はあとぴあ祭”に昨年に引き続き参加した。



さるびあ亭かーこ氏

今年も、さるびあ亭かーこ氏の税金を絡めた“さるびあ亭かーこの紙芝居”を上演し、大変好評だった。

部会だより

源泉研究部会役員・世話人会を開催



笠原署長ご挨拶

去る9月28日(水)午前11時から、渋谷税務署異動後初の源泉研究部会役員世話人会を開き、顔合わせと今後の研修会について、話し合った。

出席者は渋谷税務署笠原署長はじめ5名、法人会からは松本部長はじめ10名。



松本部長挨拶



源泉研究部会役員世話人会

『租税教室』を開催（鳩森小学校）

全国法人会総連合の青年部会は、将来を担う小学生を対象に税金とは何か？税金はなぜ必要なのか？ということ学んでもらい、税金を正しく理解してもらうために租税教室を全国で開催している。

今回、渋谷法人会青年部会でも第3回目として、10月14日(土)千駄ヶ谷の鳩森小学校の6年生10名を対象に『租税教室』を開催した。

当日は、楽しく学べるように“じゃんけん”や“アニメ”を利用して、税金の種類と概略、税金は何に使われていて、もし税金がなかったら…といったことから、日本と外国の消費税について説明した。



藤野部会長



鳩森小学校租税教室

青年部会・女性部会合同見学研修会を開催



青年部会女性部会合同バス研修会

去る10月26日(木)青年部会と女性部会合同の見学研修会を開催した。今回は、アサヒビール神奈川工場を見学し、紙幣を印刷発行している、独

e-Taxを体験してみよう！

立行政法人 国立印刷局小田原工場を見学し、最後に小田原城を見学した。

参加者21名。

第8回《エンジェルス》セミナーを開催

去る11月11日(土)の介護の日、午後2時から美竹の丘しぶやの多目的ホールで、“介護”をされている方々へのケアそして情報交換を目的とした活動に取り組むための第8回《エンジェルス》セミナーを開催した。

今回の内容は“こうして介護を乗り越えよう！”として、テレビやラジオでもお馴染みの残間里江子氏に実体験を交えた講演をしていただいた。また、渋谷区の介護に対しての取組みを報告した。

また、渋谷の大ちゃん先生と一緒に“認知症予防”

として楽しく出来る『脳トレデュエット』をした。出席者79名。



エンジェルスセミナー



講演講師：残間里江子氏



渡辺女性部会担当副会長挨拶



名和部会長挨拶

平成29年9月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
3	(株)外経学英協会	藤島 学	渋谷3-5-1	6450-5897	人材派遣
7		大津ひろ子	笹塚2-11-2	3320-9053	都議会議員
11	(株)ベースカンパニー	角原 昭夫	神宮前6-25-8	6427-2920	アパレル製品卸
区外	メディカルサポートスクール(株)	柳楽 泉	港区南麻布4-12-25	6427-5387	スクール業

平成29年10月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
1	NPO法人インターナショナルネイルアソシエーション	大江 身奈	恵比寿1-5-1	3828-8803	
1	NPO法人インターナショナルネイルアソシエーション	小林 洋美	恵比寿1-5-1	6277-3877	
3	(株)アイビスマネジメント	南塚 真史	渋谷2-17-3	3400-0075	不動産業
3	杉浦商事(株)	杉浦 章夫	渋谷1-24-7	5485-9041	不動産賃貸業
9	(株)メディカルジャパン	前田 智世	代々木2-10-10	6300-5611	鍼灸院、整骨院、マッサージ院
11	あおばアドバイザーズ(株)	原田 潤	神宮前4-18-6	6260-9135	コンサルティング業
11	(株)Pancake Japan	岩城 大	神宮前4-28-4	6434-0466	飲食店 カフェ
11	(株)ビーフェイスクリエイティブ	清水 隆行	神宮前6-25-8	6303-2460	写真撮影・広告制作業
区外	三塚一彦税理士事務所	三塚 一彦	中央区日本橋大伝馬町12-17	3663-5666	税理士

!! 理想的なプランで丈夫な耐震建物を !!

建築設計・監理, リフォーム, 耐震診断

(株) 宮岡 設 計 事 務 所

〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷5-5-5 TEL6457-4878 FAX6457-4880

E-mail miyaokasekkei@aol.com



～23区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成30年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	平成30年1月31日(水)

◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】渋谷都税事務所 03-5420-1621(代表)

◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。
 申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&Aや軽減制度に係る解説をご覧ください。



東京都主税局 償却資産

検索

クリック

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

eLTAX

ホームページ <http://www.eltax.jp/>

ハイシンコク

ヘルプデスク ☎ 0570-081459 (左記電話番号につながらない場合: ☎ 03-5500-7010)

9:00から17:00(土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)

エルタックス

検索

クリック



eLTAXイメージキャラクター
エルレンジャー

1月のeLTAX休日運用日のお知らせ

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税(償却資産)について、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した電子申告等の受付を行っています。

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です。休日でもeLTAXをお使いいただける日がございますので、ぜひ電子申告をご利用ください!

<eLTAX 1月の休日運用日>

1/20(土)、1/21(日)、1/27(土)、1/28(日) 8時30分～24時

<eLTAX 通常の利用時間>

平日 8時30分～24時(土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)

<利用手続きについてのお問い合わせ>

【eLTAX ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

ハイシンコク

【eLTAX ヘルプデスク】 0570-081459 (左記電話につながらない場合: 03-5500-7010)

平日 9時～17時(土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)

※ヘルプデスクについても、1月のみ休日対応を実施予定です。

詳細はホームページをご覧ください。

<申告内容や納税についてのお問い合わせ>

渋谷都税事務所 03-5420-1621(代表)

●国税の電子申告・電子納税等については、

e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)をご覧ください。



eLTAXイメージキャラクター
エルレンジャー

振替納税を利用しよう

23区内に土地をお持ちの方へ

住宅用地の申告はお済みですか？(23区内)

～住宅用地は、固定資産税・都市計画税が軽減されます～

住宅用地とは 住宅の敷地として利用されている土地

- 申告が必要な場合
- 住宅を新築・増築した場合
 - 住宅の全部または一部を取り壊した場合
 - 住宅を建て替える場合
 - 家屋の全部または一部の用途（利用状況）を変更した場合
 - 土地の用途（利用状況）を変更した場合
 - 住宅が災害等の事由により滅失・損壊した場合

申告方法 「固定資産税の住宅用地等申告書」等に必要事項をご記入のうえ、土地が所在する区にある都税事務所の土地班に提出してください。

申告期限 平成30年1月31日（水）

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 03-5420-1621（代表）

しぶや法人No.549

季節のクロスワードパズル●解答

解答 トシヨカン

ソ	フ	ト	■	ド	ン	グ	リ
ウ	■	ロ	シ	ア	■	リ	■
セ	カ	イ	シ	■	カ	ム	イ
キ	ワ	■	ヤ	カ	タ	■	モ
■	バ	ラ	■	カ	キ	ヨ	ウ
カ	タ	ス	カ	シ	■	ミ	ト
タ	■	ト	■	■	タ	キ	■
ナ	ナ	■	ミ	ス	テ	リ	ー

●当選者

しぶや法人No.549の“季節のクロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございます。今回の当選者は、下記の方々です。

(株)アモール	玉腰 久幸様
(株)高木本社	宮川 幸一様
(株)小寺商店	小寺真理子様
(株)サンスイ	木村 信也様
宗教法人 泉明寺	麻布 愛様

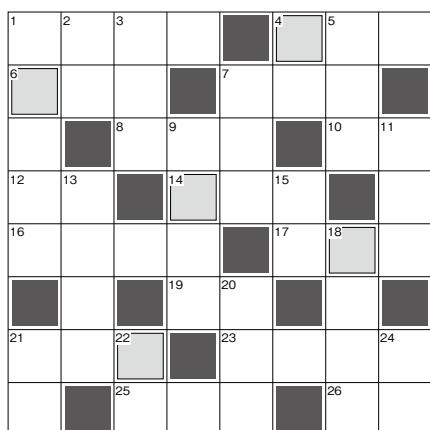
正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント！

応募方法

◆郵便はがきに①クイズの答え②郵便番号③送付先④氏名⑤法人名⑥連絡先電話番号を明記の上、〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局までお送り下さい。なお締め切りは、平成30年1月9日(火)〈消印有効〉とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

季節のクロスワードパズル

パズル制作・笠見孝子



タテのカギ

- 1 サンタさんも宅配便屋さん、大忙しの日
- 2 昔、将軍へ献上するお茶はこの容器で
- 3 ピチューからピカチュウに。猿から人間に
- 4 プレゼントくれるかな、ママのお姉さん
- 5 チョキチョキ。ピンキングもあります。
- 7 モミの木は英語でファー○○○。下にプレゼント？
- 9 ままごとセットやラジコンカー
- 11 年末、お世話になったあの方へ
- 13 甘いお菓子。ダイエット中なのに…
- 15 「不在連絡票」はどんなときに来る？
- 18 贈答品に。水引などが印刷された紙
- 20 猫に小判をあげても、○○○の持ち腐れね
- 21 天然酵母で焼いたシュトレンよ
- 22 プーさん、テディ、パディントンも
- 24 サンタさん、ボクの○○は五階の角だからね

解答欄

ヨコのカギ

- 1 暖炉がないので、窓のあたりに下げようか
- 4 十八番と書いて、何と読む？
- 6 プレゼントにヒラリ、蝶結び
- 7 天使の背中に
- 8 バラの花束から立ち込める
- 10 ショップやストア。ギフト選びに行く所
- 12 姫、虹、桜などがある魚
- 14 毛の生えた針金？ 袋の口を止めたりも
- 16 パチッ、OFFからONでブラレール発車！
- 17 スキーと違い、板一枚
- 19 八咫と書く。広くて長いという意味
- 21 真空○○○のハムを、郵便局の「ゆう○○○」で
- 23 成田着、○○○○旅行のお土産どっさり
- 25 熟睡確認、坊やの○○○元にそっと…三輪車！
- 26 つい「張って」彼女へ指輪。ボーナスがパア

公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会

尚永ビルサービス 株式会社

代表取締役 沼田 知之

本社 〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷3-13-22

電話 03(3404)6715(代) FAX 03(3423)9365

<事業登録>

建築許可 (大工工事業) 東京都52456号
 (管工事業) 東京都52456号
 建築物環境衛生総合管理業 東京都18総第183号
 貯水槽等清掃業 東京都58貯第4631号
 建築物ねずみコン虫等防除業 東京都57ね第571号
 警備業認定: 第367号
 特殊建築物調査業
 建築設備検査業
 防火対象物定期点検
 防災管理点検

公益社団法人 渋谷法人会の 葬儀支援サービス

会 員 特 典

家族葬、一般葬、
社葬や宗教・宗派問わず、
各地域のしきたりに
合わせたご葬儀の
ご相談承ります



新たな会費のご負担や
制度加入手続きは
一切必要ございません。

制度利用で「渋谷法人会」から**生花**又は**花環**を一基提供

首都圏平均**50万円**相当の
葬儀に必要な**基本セット**が

75歳未満の役員

無 料

75歳以上の役員および
役員のご家族※の方

24万円
(税別)

※ 家族とは「配偶者、子女、(役員及びその配偶者)の両親・祖父母」にあたります。

でご利用いただけます。

■ ご提供される基本セットの内容 (首都圏の例)

祭 壇



お 棺



内装用品・納棺用品

寝台車



車庫から10kmまで

- ご遺影 (白黒)
- お位牌 (白木)
- 会葬礼状 (100枚)
- 枕飾り
- ご遺体保存用品 (ドライアイス1回分) など

※ 式場使用料、会葬返礼品や飲食・料理などの接待費、寺院関係費、火葬料等は基本セットに含まれておりません。

※ 葬儀社や地域によって、基本セットの内容が異なるケースがございます。

提携葬儀社 **くらしの友**

くらしの友は首都圏を中心に29箇所の直営斎場を運営。高い品質、お客様満足度も高く、おすすめしている提携葬儀社です。

くらしの友互助会会員併用利用特典として
葬儀費用総額から**5万円**を差し引きます。

くらしの友互助会加入者の施行については基本セット利用無料など、儀式サービス特典が優位となる場合を除き、基本的には互助会利用を優先するものとします。

“安心”全国ネットワーク

離れて暮らすご家族の
ご葬儀依頼も
可能です。

加盟葬儀社
約**500**

斎場施設
2,400超

制度内容や斎場検索ができる
ホームページがあります。
葬儀の知識等も掲載。
スマホからもOK。



葬儀のご手配、事前相談はこちら

全国儀式サービスコールセンター

24時間 / 365日対応



0120-421-493

※ご利用の際は、事前に上記の電話番号へご連絡ください。葬儀社とのお打合せ後のご連絡では、ご利用になれません。

制度運営 株式会社 全国儀式サービス TEL.03-3739-0755

記載のサービス内容は、平成29年4月現在のもので、状況により変更となる場合がございます。

しぶや法人 第550号 / 平成29年12月1日発行 (隔月1回1日発行)

発行人 柳田 道康 発行所 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会 TEL 03-3461-0758 FAX 03-3461-0180
URL <http://www.tohoren.or.jp/shibuya> (会員の購読料は会費に含まれています。)